

## 平成21年度固定資産価格等の縦覧・課税台帳の閲覧のご案内

4月から新年度の固定資産価格や、課税台帳の内容を確認することができます。

	縦 覧	閱 覧
内 容	納税者が、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、自己所有の土地や家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度	納税義務者等が、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を見ることができる制度
実施期間 ※土・日・祝日を 除く	4月1日(水)から6月1日(月)	年間を通じて
場所および時間	多久市役所 税務課 (本庁1階)	8時30分から17時15分まで
利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者</li> <li>・納税者からの委任を受けた方</li> <li>・納税管理人及び納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば代理人として縦覧できます。</li> <li>※土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧はできません。家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧はできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者</li> <li>・納税義務者からの委任を受けた方</li> <li>・借地、借家人等（使用または収益の対象となる部分のみ）</li> <li>・納税管理人及び納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書または課税明細書を提示すれば納税義務者の代理人として閲覧できます。</li> </ul>
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができるもの（運転免許証等）</li> <li>・委任状（委任を受けた方のみ）</li> <li>・納税通知書または課税明細書（納税管理人・同居親族）</li> <li>・賃貸借契約書等（借地、借家人の方のみ）【閲覧のみ】</li> </ul>	
手数料 ※字図等閲覧、 コピー代は別途	無 料 (コピーや写しの交付はできません)	①縦覧期間中の平成21年度分は無料 ②縦覧期間以外は1件につき300円。 また期間中であっても、平成20年度以前の分は1件につき300円。
見ることが できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地価格等縦覧帳簿（所在地、地番、地目、地積、評価額）</li> <li>・家屋価格等縦覧帳簿（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）</li> <li>※所有者、税額は掲載されません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税台帳（住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）</li> </ul>

「納税義務者」：固定資産を所有している方

「納 税 者」：納税義務者のうち、土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が免税点以上のため、実際に課税されている方

### 分譲マンションの敷地にかかる課税方法が変わります

平成21年度の固定資産税から区分所有建物（分譲マンション）の敷地にかかる固定資産税は、敷地にかかる税額を土地の共有者持分または敷地権割合で按分する方法に変更します。